

遵守事項に関する確認書

せんだい健幸省エネ住宅補助金（新築向け）交付要綱第7条第1項に基づき、補助金の交付を受けるにあたり、太陽光発電システムに関する下記事項を遵守します。

記

- (1) 太陽光発電設備の能力を十分に発揮させ、安全に利用するため、適切な維持管理に努めるとともに、4年に1回程度、設置事業者等による点検を行うこと。
- (2) 設置にあたっては、周辺住宅への反射光による影響等に配慮し、影響が懸念される場合は、防眩パネルを使用するなど対策を講じること。また、設置により影響が出た場合は、設置業者と協力し速やかに対策を講じること。
- (3) 太陽光発電設備を廃棄する際には、設置時の住宅メーカーや設置事業者等に相談のうえ、設備のリサイクル、リユースがなされるよう努めること。
- (4) 設備の法定耐用年数（太陽光17年、蓄電池6年）以上使用すること。
- (5) 太陽光発電システムで発電する電力量の30%以上を住宅で自家消費すること。

令和 年 月 日

申請者氏名※

※直筆署名